

マイクロソフト顧客契約

金融機関向け変更契約

金融機関向け変更契約（以下「**本変更契約**」といいます）は、貴社によるオンライン サービスの使用に適用されるマイクロソフト顧客契約（以下「**原契約**」といいます）に定められる契約条件を補足します。貴社は、金融サービスの規制当局による監督の対象となり、特定の遵守状況および規制上の要件の適用を受けます。本変更契約は、これらの規制上の要件を満たすために貴社に対する特定の追加の特典を組み入れています。本変更契約で許諾される権利は、マイクロソフトの他のお客様のデータのプライバシーまたはセキュリティを損なうような方法や、オンライン サービスの安定性またはパフォーマンスに脅威を与えたり悪影響を及ぼしたりするような方法で行使することにはできません。

1. 用語の定義

本変更契約で使用されている大文字で始まる用語のうち定義のないものについては、原契約（該当する場合は製品条項（製品条項の用語集を含む）、プライバシーとセキュリティに関する条件、またはマイクロソフト製品/サービス データ保護追加契約（以下「DPA」といいます）を含みます）に定めるのと同じ定義が適用されます。本変更契約においては、以下の定義が使用されます。

本変更契約において、「**貴社**」とは、原契約を締結した法人、および/または金融サービスを提供し、規制当局による監督の対象であり、かつ、原契約に基づきオンライン サービスを利用する関連会社を意味します。

本変更契約において、「**貴社監査人**」とは、貴社の内部監査人と外部監査人の両方を意味します。

「**金融サービス**」とは、銀行業務、信用取引、保険、支払サービス、株式仲買、先物売買、証券取引、電子マネーの発行、および投資、融資、商取引、財産管理、資産管理を伴うその他のサービスを意味しますが、これらに限定されません。

本変更契約において、「**オンライン サービス**」とは、製品条項の定義に従い「コア オンライン サービス」と称される、SSAE 18 SOC 1 Type II および SSAE 18 SOC 2 Type II の監査の対象となるオンライン サービスを意味します。

「**規制当局**」とは、適用される法令に基づき、貴社に対する、または貴社へのオンライン サービスの提供者であるマイクロソフトに対する監督権または議決権を有する健全性監督機構または金融行為規制機構を意味します。

「**下請処理者**」は、DPA における定義と同一の意味を有します。

2. 貴社による法令遵守の実現

- 一般アクセス権。** 貴社は原契約の規定に従い、適用法に反しない範囲でいつでも（マイクロソフトの支払不能、解散または事業廃止の場合を含みます）オンライン サービスの標準機能を利用して顧客データにアクセスする権利を有します。
- 貴社およびマイクロソフトによる侵入テスト** 貴社は、オンライン サービスにおける貴社の展開内容の脆弱性および侵入に関するテストまたは貴社が使用している特定のオンライン サービスが適用を受ける他の類似したテストを実施することができます。貴社は、テストに適用されるマイクロソフトの最新のポリシーおよび手順に従ってテストを実施する必要があり、かかるポリシーや手順においては、特に当該テストについてマイクロソフトに事前に通知することを貴社に義務付けたり、貴社がマイクロソフトの他のお客様を対象にすることを禁じることができます。マイクロソフトは、少なくとも年 1 回、サービストラストセンター ポータルに明記されたオンライン サービスに対する侵入テストを第三者に委託します。これらのテストには、テスト対象となるマルチテナントオンライン サービス内のテナント間でのデータ分離の検証が含まれます。かかる情報は Service Trust Portal (<https://servicetrust.microsoft.com/viewpage/Pentest> またはマイクロソフトによって決定される後継サイト) にてお客様に提供されます。
- マイクロソフトによるオンライン サービスの監査** マイクロソフトは、貴社および貴社監査人を含むお客様に代わり、各オンライン サービスにおいて、顧客データ（個人データを含みます）の処理に使用するコンピューター、コンピューティング環境および物理的なデータ センターのセキュリティの監査を実施します。各監査の結果、DPA に定めるマイクロソフト監査レポートを作成します。

- d. **論理的分離** マイクロソフトは、顧客データのストレージと処理に論理的分離を使用して、貴社の顧客データがマイクロソフトの他の顧客のデータに混入することを防ぎます。
- e. **データの常駐と転送に関するポリシー** マイクロソフトが貴社に代わって処理する顧客データは、DPA に従って処理、転送、および保存されます。オンライン サービス固有のデータの常駐および転送に関するポリシーのその他の詳細については、<https://www.microsoft.com/en-gb/trust-center/privacy/data-location> またはマイクロソフトが決定する後継サイトをご覧ください。

3. 規制当局による調査または監査の無制限の権利

- a. 規制当局が、貴社の直接サービス プロバイダーとしてのマイクロソフトを監査または調査することを含む、規制当局としての貴社への監督義務を果たすために、オンライン サービスの運用および管理に関する調査または監査を要求した場合、マイクロソフトは、規制当局に対し、オンライン サービスを調査または監査する無制限の権利を付与します。これには、関連する金融情報、担当者、およびマイクロソフトの外部監査人など、外部委託業務を提供するために使用するすべてのデバイス、システム、ネットワーク、情報、データへのアクセスを含む、関連する全事業所（本社や業務センターなど）への立ち入りを全面的に認めることができます。事業所への立ち入りは、調査に関与するすべての人の健康および安全、ならびに調査に関連するすべてのデータ、デバイスおよび施設のセキュリティを確保することが条件になります。かかる情報がバーチャルにアクセスされる範囲において、両当事者は、オンライン仮想通信、およびセキュリティ保護されたプロトコルによる文書の共有を介してかかる要求に協力して対応するものとします。これには、必要に応じて、DPA の下請処理者に関する項（現在のタイトルは「下請処理者の使用に関する通知および規制」）に従って、下請処理者を監査することが含まれる場合があります。かかる活動は、マイクロソフトの調整および監督のもとで行われ、本変更契約のすべての条項に従うものとします。
- b. 規制当局は、顧客データへの直接アクセスを規制当局に提供するように貴社に要請する場合があります。貴社は、直接、(i) 規制当局に指名された個人に管理権限を付与するか、(ii) 規制当局からの直接のそのような要請に対応できる第三者のサービス プロバイダーを指定することにより、そのような要請に従うことができます。マイクロソフトが規制当局からかかる要請を受けた場合は、マイクロソフトは貴社にその要請を転送します。貴社または指定された第三者は、要請を遵守する責任を負うものとし、マイクロソフトに問題を委託することでかかる要請を回避しないものとします。規制当局には、マイクロソフトの他の顧客に帰属するデータへのアクセスは認められません。
- c. 貴社およびマイクロソフトは、本第 3 条に定める活動に伴って各自に生じた費用について責任を負うものとします。
- d. マイクロソフトは、規制当局の監督業務の目的において適切かつ必要である場合、規制当局に協力することに同意するものとします。これには、貴社がオンライン サービスをマイクロソフトから直接ライセンスする場合や、貴社がオンライン サービスを活用する第三者ソリューションをライセンスする場合が含まれます。
- e. 両当事者の金銭的な責任は、両当事者間の原契約に定めます。
- f. 貴社は、顧客データへのアクセスを規制当局の代表者に付与することができます。
- g. マイクロソフトは貴社の規制当局に協力することに同意します。これには、規制当局の監督業務の目的において適切かつ必要である場合、規制当局がマイクロソフトに直接質問を向ける場合があることも含まれます。マイクロソフトは原契約の条項に従い、上記の協力を行います。

4. 貴社による監査の無制限の権利

- a. **一般監査権** 本変更契約の規定に従い、貴社が委託契約を監視し適用を受けるすべての規制および契約要件の遵守状況を確認できるようにするために、マイクロソフトは貴社および貴社監査人に対し、第 4 条 (b) 項に指定される委託契約に関連して調査し監査する無制限の権利を付与します（貴社がオンライン サービスをマイクロソフトから直接ライセンスする場合またはオンライン サービスを活用する第三者のソリューションを貴社がライセンスする場合を含む）（以下「**貴社監査**」といいます）。これには、関連する金融情報、担当者、およびマイクロソフトの外部監査人など、外部委託業務を提供するために使用するすべてのデバイス、システム、ネットワーク、情報、データへのアクセスを含む、関連する全事業所（本社や業務センターなど）への立ち入りを全面的に認めることができます。かかる権利の行使には、貴社の重要な職務を実行する際の当該オンライン サービスの重要性に関連して、比例の原則が適用されるものとします。さらに、事業所への立ち入りは、調査および監査に関与するすべての人の健康および安全、ならびに調査および監査に関連するすべてのデータ、デバイスおよび施設のセキュリティを確保する

ことが条件になります。かかる情報がバーチャルにアクセスされる範囲において、両当事者は、オンライン仮想通信、およびセキュリティ保護されたプロトコルによる文書の共有を介してかかる要求に協力して対応するものとします。

- b. **貴社の監査範囲** 貴社は、以下を確認する目的で、自社、規制対象となる関連会社、貴社監査人、または規制当局のために、関連する法的義務の遵守を可能にするために必要となるすべての情報にアクセスする権利を保有します。
1. オンライン サービスが製品条項、DPA および本変更契約に準拠している。
 2. サービス レベル契約の条件が満たされている。
 3. 顧客データの完全性および秘密保持が DPA および本変更契約の条件を遵守して保護されている。
 4. 貴社に提供されるオンライン サービスは安全である。
- c. **貴社の監査手続き** マイクロソフトは、貴社に対し、以下に記載されるオンサイト監査（必要な場合）を含む、貴社監査を実施することを許可します。
1. 事前の書面による適切な通知を条件に、マイクロソフトは、貴社に対し、マイクロソフトの事業所および貴社が使用しているオンライン サービスの貴社監査を実施することを許可します。貴社監査の日付、時刻、および場所は貴社とマイクロソフトが相互に合意するものとします。これには、必要に応じて、DPA の下請処理者に関連する項（現在のタイトルは「下請処理者の使用に関する通知および規制」）に従って、下請処理者を監査することが含まれる場合があります。かかる活動は、マイクロソフトの調整および監督のもとで行われ、本変更契約のすべての条項に従うものとします。なお、本項には貴社の監査権の制限を意図するものではなく、マイクロソフトは、要請されている監査の範囲と理由を考慮して、監査の日付、時刻、および場所に対する合意が正当な理由なく保留または遅延されないこと、制限された合理的な事前通知が緊急事態または危機的状況において可能となり、かかるスケジューリングを使用して監査の目的が損なわれないことを確認します。
 2. 貴社は、貴社監査に関連してマイクロソフトが支出した費用（マイクロソフトの従業員 1 人につき 1 日 4,000 米ドルの日当を基本に、合理的な交通費を加えた金額）を負担するものとします。かかるコストは作業指示書に反映されます。貴社は、1 日のうち一定時間のみ必要とされるマイクロソフトの技術スタッフについては、その時間分の料金を請求されます。マイクロソフトは、実施された作業の割合の分の料金のみを請求します。さらに、マイクロソフトは、会議の調整、訪問者の案内、または文書の複製などの管理業務を行うマイクロソフトの従業員について料金を請求しません。貴社監査に関連する料金について紛争が発生した場合、両当事者は、問題を適切な上級管理職にエスカレーションして、その解決を仰ぐものとします。
 3. 貴社監査には以下のガイドラインが適用されるものとします。
 - A. マイクロソフトは、貴社監査を行うために適格かつ知識が豊富な合理的な数のマイクロソフトの従業員を指定し、貴社に派遣する。
 - B. 貴社は、貴社監査の実施を独立監査人に委託できるが、かかる貴社監査人が貴社の代理人となる権限を有することの確認を、合理的な事前の書面による通知で行うことと条件とする。
 - C. 貴社は、貴社監査を直接または貴社の監査人と行うことができる。貴社は、かかる貴社監査の行使に関連して貴社監査人を監督し指揮する責任を依然として負い、かかる貴社監査の実施の作業指示書を承認する必要があります。
 - D. 貴社監査は、関与する人の健康および安全を確保し、顧客データ、マイクロソフトのデバイス、および施設のセキュリティと秘密保持を保護できるよう、マイクロソフトのセキュリティ関連ポリシーおよび手順に従って実施するものとする。
 - E. 貴社監査は、マイクロソフトの業務に不合理または不要な中断を起こさないように実施する。
 - F. 貴社監査に関連してマイクロソフトまたはその監査人が提供する情報およびドキュメントは、貴社、その関連会社、貴社監査人、および規制当局によりマイクロソフトの秘密情報として取り扱う、または取り扱わることが求められる。

- 4.かかる権利の行使は、当該オンライン サービスが貴社の業務の非常に重要なまたは重要な職務で使用されるかどうかを考慮して、比例の原則が適用されるものとします。

5. 追加の顧客の特典

マイクロソフトは、金融サービス業界のニーズを認識しており、貴社の規制の問題への取り組みを支援するための一連の機能を提供しています。

- a. 規制当局がオンライン サービスに関するガイダンスを新たに発表または更新した場合、貴社によるマイクロソフトへの書面による要請があれば、マイクロソフトは、既存の機能を使用するか、またはオンライン サービスのロードマップを変更することにより、オンライン サービスがガイダンスにどのように対処するか(またその範囲)を含む、ガイダンスへの対応を書面で用意します。
- b. 貴社が、自らまたは規制当局からの指示により、新規または既存のサービス機能あるいは管理の変更を要請する場合、貴社はかかる機能または管理をマイクロソフトに要請することができます。マイクロソフトは、両当事者がかかる要請の実現が可能かどうか、可能な場合は、貴社のかかる要請をどのように実現するかについて話し合うことができるよう、妥当な時間内に回答します。
- c. マイクロソフトおよび貴社が、規制の変更またはオンライン サービスの変更に関する懸念に対処するために互いに満足できる解決策に至らない場合、マイクロソフトは、かかる変更を受け入れられないまたは受け入れようとしない理由を貴社に提示するものとします。第 6 条に従って、貴社は書面で合理的な解除通知を行うことにより、ペナルティを負うことなく、特定のオンライン サービスを解除することができます。
- d. マイクロソフトは DPA に定めるとおり、下請処理者との契約に、外注されるオンライン サービスに関連し、DPA によりマイクロソフトに要求されるすべての法令の要件を遵守することを下請処理者に義務付ける条項を含めるようにします。マイクロソフトは、オンラインサービスの提供にあたり、DPA および本変更契約におけるマイクロソフトの義務を果たすのに必要な範囲で下請処理者を監督することに同意します。マイクロソフトはかかる下請処理者の作為および不作為につき、当該作為および不作為が自身のものである場合と同様の説明責任および責任を負います。

6. 解除に関する貴社の追加の権利

貴社は、以下のシナリオに該当する場合、マイクロソフトに対し、解除通知の根拠となる合理的な詳細とともに、該当するシナリオを明記した合理的な書面通知を行うことにより、ペナルティを負うことなくオンライン サービスを解除することができます。

- a. 規制当局の明示的な指示を受けた場合。
- b. 第 5 条 (c) 項および第 6 条に基づく解除権に従う場合。
- c. マイクロソフトが適用される法令、または本変更契約に基づく義務に違反した場合。
- d. 外部委託された職務の実行を変更するに足る障害が特定された場合。
- e. 顧客データまたは情報の管理とセキュリティに関して弱点があることを貴社が合理的に立証できる場合。
- f. マイクロソフトによるオンライン サービスの提供に影響を与える重大な変更があることを貴社が合理的に立証できる場合。
- g. マイクロソフトが第 5 条 (d) 項に基づく義務のいずれかに違反し、かかる違反が(是正可能な場合) 30 日以内に是正されない場合、貴社は本第 6 条の規定に従い、影響を受けたオンライン サービスを解除する権利を有します。

貴社が本第 6 条に従ってオンライン サービスの一部またはすべてを解除した場合、貴社は、解除前に消費されたがまだ請求されていないオンライン サービスの料金を支払う義務を負い、未払の請求書に基づき支払義務のあるすべての金額は直ちに支払期限が到来するものとします。なお、マイクロソフトは貴社に対し、解除したオンライン サービスに関するプロフェッショナル サービスについて発生した、またはオンライン サービスの解除に起因して発生した料金または費用について、補償しません。貴社が一定のコミットメント レベルまでオンライン サービスを消費する契約を締結していた場合、これらのコミットメント(まだ消費されていないオンライン サービスについてすでに請求されている金額を含みます)は放棄されず、両当事者はかかるコミットメントを他のオンライン サービスに振り替えることに同意するものとします。

7. セキュリティ インシデント

- a. **重大イベント。**マイクロソフトは、セキュリティ インシデント (DPA の定義) を認識した場合、DPA に定める義務に加えて、貴社によるオンライン サービスの使用に対し重大なサービス上の影響または悪影響を及ぼすことが合理的に予想されるかかるセキュリティ インシデントの性質、共通の原因および解決法を貴社に通知し、マイクロソフトのリスク/脅威評価、または深刻な影響を及ぼし得るその他の状況について連絡します。
- b. **一定のコストに関する限定的な補償** 本契約に基づく義務をマイクロソフトが遵守しなかったことのみに起因してセキュリティ インシデントが生じた場合、各オンライン サービスに適用される責任の制限の範囲内で、マイクロソフトは貴社に対し、貴社が当該セキュリティ インシデントに関して実際に支出した合理的な修復費用を補償します。「実際に支出した合理的な修復費用」は、(a) マイクロソフトに起因するセキュリティ インシデントについて裁判所、審判廷、仲裁廷、政府機関または規制当局によって課された支払金、罰金、違約金、制裁金、合理的な弁護士費用、裁判所の費用または料金、その他の救済または責任、ならびにこれらに対する利息にかかった実費、(b) マイクロソフトに起因するセキュリティ インシデントの管理または是正のために貴社が実際に支出したその他の商業的に合理的な費用（影響を受けたオンライン サービスの復旧、修正、または修復に関する費用を含みますが、これらに限定されません）、および(c) マイクロソフトに起因するセキュリティ インシデントの場合に法律上義務付けられている貴社のエンド ユーザーへの通知に関して実際に支出した商業的に合理的な費用（ただし、危機管理、広報または報道対応サービスに関するものなど、第三者である専門家のサービスの料金は含みません。これらは本契約に規定する間接損害および結果的損害です）で構成されます。貴社は、かかるすべての費用を記録しなければならず、マイクロソフトから要請があった場合には、両当事者が選任した、国際的知名度のある独立した第三者の金融サービス業界の専門家による検証を受ける必要があります。疑義の発生を避けるため付言すると、本項に基づきマイクロソフトが補償する費用は、原契約の責任の制限が適用される直接損害として位置付けられるものであり、原契約で除外される間接的損害、派生的損害、特別損害、または付随的損害として位置付けられるものではありません。
- c. **コンピューター セキュリティ インシデントの通知。**マイクロソフトが、お客様に提供される本オンライン サービスに関連する情報システムまたは当該システムに含まれる情報を著しく中断もしくは低下させる、または著しく中断もしくは低下させる可能性が合理的に高いコンピューター セキュリティ インシデントが発生したと判断し、当該コンピューター セキュリティ インシデントが 4 時間以上継続した場合、マイクロソフトは、コンピューター セキュリティ インシデントの影響を受ける貴社の指定連絡先に、できる限り速やかに通知します。貴社は、本契約に関連付けられたオンライン サービスのための連絡先情報を正確に保つ責任を負うものとします。通知は、電子メールや電話連絡を含む、マイクロソフトが選択した手段によって、貴社に提供することができます。本変更契約において「コンピューター セキュリティ インシデント」とは、情報システムまたはその中に含まれる情報に対して実際に損害が発生する事象（米国財務省通貨監督庁の「銀行組織とその銀行サービス プロバイダーに対するコンピューター セキュリティ インシデント 通知要件」(86 FR 66424、2021 年 11 月 23 日) の定義による）を指します。

8. オンライン サービスの事業継続

マイクロソフトは、(1) 貴社またはそのいずれかの関連会社に影響する規制その他の法的措置が講じられた場合、(2) 原契約が解除または満了となった場合、または(3) マイクロソフトに影響する自然災害またはその他の類似する緊急事態が発生した場合に、貴社による業務の継続を確保するよう規制当局または各国の破綻処理当局から要求される場合があることに同意します。マイクロソフトと貴社は、以下のとおり合意するものとします。

- a. **規制当局の介入後の継続** 適用される法令に基づく規制当局または各国の破綻処理当局による貴社への介入時、マイクロソフトは、規制当局または各国の破綻処理当局の要請を遵守して、規制当局または各国の破綻処理当局がオンライン サービスを管理者として完全に管理できるようにすることで、規制当局または各国の破綻処理当局が貴社の事業継続を維持する支援を行うものとします。
- b. **貴社による権利の譲渡後の継続**
 1. 金融サービス業界に適用される法令に従い、支払不能、会社更生、清算、またはその他の貴社に影響する何らかの措置が講じられた場合（「大きすぎて潰せない」、「再建・破綻処理」、「特別管理」、ならびに同様の規制および措置など）、貴社が原契約に基づいて購入したオンライン サービスの提供をマイクロソフトが継続するために必要な範囲において、必要となる場合、マイクロソフトは、貴社が原契約に基づく貴社の権利を、(A) 貴社の 1 つ以上の関連会社に、または(B) 貴社の事業、資産もしくは株式の一部もしくはすべてを購入その他の形で継承する第三者に、譲渡、再許諾または移転することに同意します。いずれの場合も、権利の譲渡を受ける法

人は「**譲受人**」となり、譲受人は、マイクロソフトの標準的なプロセスおよびツールを使用して顧客データにアクセスできるようになります。

2. 上記の第 8 条 (b) 項 (1) 号に従っている場合には、マイクロソフトは、原契約を解除することではなく、原契約に基づくマイクロソフトの義務の履行を一時中断または遅滞することもありません。ただし、次の条件が満たされていることを前提とします。
 - A. 譲受人（または貴社）は、譲渡前に原契約の更新または差し替えを通じて提供されたサービスについて、原契約の条項に基づいて貴社がマイクロソフトに支払うべき料金および手数料のすべてを支払わなければなりません。
 - B. 譲受人とマイクロソフトは、マイクロソフトが譲受人にオンライン サービスを提供できるよう、本契約を更新するか、または該当する場合は本契約を適切な条件に差し替えるために、誠実に協力するものとします。
 - C. マイクロソフトと譲受人が、譲受人への権利の譲渡から 12 か月以内に、本第 8 条 (b) 項に定める条件について合意することができない場合、マイクロソフトは、譲受人に通知することで原契約を解除することができます。
 - D. 貴社、貴社の関連会社、譲受人、および譲受人の関連会社に対するマイクロソフトとその関連会社の責任累計額は、原契約に基づくマイクロソフトとその関連会社の責任累計額を超えないものとします。
3. 譲受人が新規契約の締結を希望する場合、両当事者は、本第 8 条 (b) 項に基づく譲渡の観点から適切である条件を設けるべく、誠実に協力するものとします。

c. **本契約の解除または満了後の継続**

1. 貴社が理由を問わず原契約を解除する場合、または下記第 8 条 (c) 項 (2) 号に定める理由以外の理由で原契約が満了または終了した場合、貴社は、マイクロソフトに通知することで、解除日から月単位で最大 12 か月間、または規制当局がマイクロソフトにオンライン サービスの提供を書面で要請した場合は 12 か月間以上、オンライン サービスを延長することができます。原契約の条件に従って、かかる期間中、マイクロソフトはオンライン サービスの提供を継続し、貴社は引き続きオンライン サービスの提供を受け、これについて支払を行います。さらに、かかる期間中、貴社は、マイクロソフトの標準的なプロセスおよびツールを使用して貴社の顧客データを取得することができます。オンライン サービスから貴社が選択したシステムまたはオンライン サービスへの顧客データの取得は、貴社の費用負担で貴社が選択した方法で行われます。貴社は、マイクロソフトのプロフェッショナル サービス組織または別のプロバイダーを選択して貴社の顧客データ、および該当する場合、それぞれの機能の転送を支援してもらうことができます。貴社は、マイクロソフトに解約通知を提供することによって、延長したサービスを解約することができます。解約の効力は、マイクロソフトが解約通知を受領してから 30 日が経過した月の最終日に生じます。サービス解約の発効日以後、本オンライン サービスからの顧客データの削除は DPA の「データの保持と削除」の項の適用を受けます。
2. 貴社による違反が是正されないことを理由にマイクロソフトが原契約を解除する場合、マイクロソフトは、解除日から月単位で最大 12 か月間、または規制当局がマイクロソフトに本オンライン サービスの提供を書面で要請した場合は 12 か月間以上本オンライン サービスを延長することができます。原契約の条件に従って、かかる期間中、当社はオンライン サービスの提供を継続し、貴社は引き続きオンライン サービスの提供を受け、これについて支払を行います。さらに、かかる期間中、貴社は、マイクロソフトの標準的なプロセスおよびツールを使用して貴社の顧客データを取得することができます。オンライン サービスから貴社が選択したシステムまたはオンライン サービスへの顧客データの取得は、貴社の費用負担で貴社が選択した方法で行われます。貴社は、マイクロソフトのプロフェッショナル サービス組織または別のプロバイダーを選択して貴社の顧客データ、および該当する場合、それぞれの機能の転送を支援してもらうことができます。貴社は、マイクロソフトに解約通知を提供することによって、延長したサービスを解約することができます。解約の効力は、マイクロソフトが解約通知を受領してから 30 日が経過した月の最終日に生じます。サービス解約の発効日以後、オンライン サービスからの顧客データの削除は DPA の「データの保持と削除」の項の適用を受けます。

d. 可逆性

1. 本第 8 条に規定するように原契約が解除または満了となり、貴社が貴社の顧客データを別のオンライン サービスに移行することを選択する場合、貴社はマイクロソフトに対し、マイクロソフトのプロフェッショナル サービス組織を通じて、かかるサービスのその時点における料金で、かかる移行を支援するよう要求することができます。
 2. 貴社は、第 8 条 (c) 項に規定する延長サービス期間中いつでも、マイクロソフトのプロフェッショナル サービス組織に対し、貴社の顧客データの移行に関する支援およびサポートを要求することができます。
- e. **マイクロソフトの事業継続および障害復旧計画。**マイクロソフトは、緊急事態が発生した場合、適用される法令に従って、オンライン サービスの正常な運用と適切な提供を復旧するための妥当な事業継続および障害復旧計画を、原契約の期間中保有、維持およびテストすることを表明し、保証します。マイクロソフトの事業継続管理は、監査および ISO 22301 認証の対象となります。かかる計画を支える管理体制は ISO 27001 および SSAE 18 SOC 2 Type II 監査により検証されます。これらの監査は、資格があり独立した第三者監査人によって各オンライン サービスに対し少なくとも年 1 回実施されます。マイクロソフトは、事業継続および障害復旧に対するマイクロソフトのアプローチを理解していただくための情報を、カスタマー コンプライアンス プログラムを通じて貴社に提供するものとします。その他の情報については <https://learn.microsoft.com/en-us/compliance/regulatory/offering-iso-22301> および <https://learn.microsoft.com/en-us/compliance/> またはマイクロソフトによって決定される後継サイトをご覧いただけます。

f. 貴社の事業継続および障害復旧計画。

1. 貴社は、オンライン サービスの利用可能な機能を活用することにより、自社の事業継続および運用回復力計画を策定する責任を負います。貴社は、マイクロソフトが支援を提供できる範囲内で、貴社の計画を設計、テストおよび実装する責任を追い続けるものとし、貴社が事業継続および運用回復力計画を策定およびテストするにあたり、マイクロソフトは貴社をサポートすることができます。かかる支援は、当該サービスまたはその一部のその時点における最新の料金単価で、マイクロソフトのパートナーから貴社に直接提供される場合もあり、またはマイクロソフトのプロフェッショナル サービス組織を経由して提供される場合もあります。
2. 貴社は、オンライン サービスの利用可能な機能を活用することにより、オンライン サービスからの秩序ある移行と撤退に関する計画を策定する責任を負います。貴社は、オンライン サービスからの秩序ある移行と撤退の計画についての責任を負い続けるものとしますが、貴社から要請がある場合、マイクロソフトが支援を提供できる範囲で、マイクロソフトは、マイクロソフトのプロフェッショナル サービス組織を経由して、かかるサービスまたはその一部のその時点における最新の料金単価で上記の移行をサポートすることで、i) 貴社がオンライン サービスからの秩序ある移行および撤退の計画を策定するのを支援し、ii) 貴社の上記の計画をテストするにあたり貴社に合理的な支援を提供することができます。貴社はかかる支援を、マイクロソフトのパートナーから直接受けることもできます。

9. 雜則

- a. **秘密保持** 本変更契約、マイクロソフト監査レポート、および関連するすべての情報は、マイクロソフトの秘密情報です。貴社は、これらの項目を貴社監査人、コンサルタント、または規制当局に開示することができます。ただし、(1) 貴社は事前に、価格情報および発注数量を含め、規制当局による監督または承認に無関係なすべての条件を削除するものとし、かつ (2) 貴社は、規制当局への開示を除き、貴社が貴社の担当者にマイクロソフト秘密情報を開示する場合と同様に、原契約の秘密保持条項を遵守しなければなりません。また、担当者へのかかる開示は、必要な限度でのみ、貴社とマイクロソフト間の原契約の秘密保持条項と同等以上の秘密保持義務を課したうえで行うものとします。マイクロソフトは、秘密保持契約を締結した場合であっても、事前にマイクロソフトからの書面による同意なしに貴社が共有することができない特定の秘密情報を指定する権利を留保します。
- b. **期間および契約解除** 上記の第 8 条 (c) 項および第 8 条 (d) 項に従うことを条件として、本変更契約は、原契約が解除または満了となった場合には自動的に終了します。
- c. **矛盾および調整** 本変更契約に基づく変更を除き、原契約は変更されることなくその効力を完全に維持します。本変更契約の条項と原契約の条項の間で矛盾が生じた場合は、本変更契約が優先して適用されるものとします。貴社がオンライン サービスをマイクロソフトまたはマイクロソフト パートナーから個別に購入した場合、本変更契約に基づく権利および義務は、貴社の監査の権利、規制当局の調査の権利、

および本変更契約の第 2 条、第 3 条、および第 4 条の貴社のその他の法令遵守要件に適用されます。

- d. **適切な保険** マイクロソフトは、商業保険、自家保険、それらの組み合わせ、その他の保険代替手段を通じて適切な保険を維持します。マイクロソフトは貴社に対し、要求に応じてこの内容を証明する保険証書の写しを提供できます。

裁判管轄地固有のコンパニオン変更契約（日本）

本コンパニオン補足条項の契約条件は、貴社によるオンライン サービスの使用に適用されるマイクロソフト顧客契約金融機関向け変更契約（以下「MCA FSA」といいます）に定められる契約条件を補足します。貴社は、日本の金融サービスの規制当局による監督の対象となり、日本の遵守状況および規制上の要件が適用されます。本コンパニオン補足条項で使用されている用語のうち定義のないものはすべて、MCA FSA に記載されているものと同じ意味を持ちます。

MCA FSA に以下の条項を追加するものとします。

3. 規制当局による調査または監査の無制限の権利

以下の条項は、第 3 条（「規制当局による調査または監査の無制限の権利」）の末尾に、新しい段落として追加されます。

- h. 規制当局が、マイクロソフトおよび貴社に対し、マイクロソフトが既存のサービス機能もしくは管理を変更すること、または新しいサービス機能もしくは管理を追加することを求める審査または調査の結果を提示した場合、マイクロソフトは、規制当局の調査結果をどのように反映できるかについて貴社と協議します。両当事者は、新たな製品もしくはサービスの追加、第三者プロバイダーが提供する製品もしくはサービスの入手、または他のソリューションの追加を検討することができますが、いずれも費用は貴社の負担とします。

5. 追加の顧客の特典

以下の条項を、第 5 条（「追加の顧客の特典」）の末尾に新しい段落として追加します:

- e. 反社会的勢力。マイクロソフトは、マイクロソフトまたはその役員（取締役、幹部、または監査人）が反社会的勢力（暴力団員やテロリスト グループなど、暴力、強要、または不正行為によって経済的利益あるいは利得を追求する組織または個人）を構成せず、反社会的勢力に対し資金援助などの利便を供与しないことを確約します。
- f. 下請業者の使用。貴社が、客観的な文書に基づき、マイクロソフトの下請業者がオンライン サービスの提供に関する実行能力に問題があると合理的に判断した場合、貴社は、下請業者の利用停止を理由を添えてマイクロソフトに要請できます。マイクロソフトは、要請を誠実に検討しますが、最終的な決定がマイクロソフトの裁量に委ねられ、マイクロソフトが下請業者の利用停止を保証しないことを条件とします。

本変更契約は、その条件の承諾をもって発効し、(i) 同意から 36 歳月が経過した月の最終日、または (ii) 契約の満了日のうちいずれか早い時点で終了します。